

令和6年1月23日

陸上自衛隊明野駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行）場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	明野（5）159号建物空調機補修工事	陸上自衛隊 明野駐屯地	6.3.29	6.1.23	6.2.1	6.2.1 9時00分	無	
		ー以下余白ー						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒519-0596

住所：三重県伊勢市小俣町明野 5593-1

契約機関名（担当）：陸上自衛隊航空学校会計課（担当：斉藤）

電話番号（内線）：0596-37-0111（内線：235）

F A X：0596-37-2804

メールアドレス：fin-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
明野（５）１５９号 建物空調機補修工事	仕様書のとおり	式	1		
納入（履行）場所	陸上自衛隊明野駐屯地		納 期 (履行期限)	6.3.29	
契約保証金	免 除		入札（見積）書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

代金の支払いは、履行後適法な支払請求書を提出した日から40日以内とする。

契約金額が150万円を超える場合は契約金額の10分の1以上の履行保証証券を提出すること。

年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 田尾 正輝 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 内訳書を添付すること。

押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

品名	規格	単位	数量	単価	金額(税抜)
明野(5)159号建物空調機補修工事	仕様書のとおり	式	1		

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 田尾 正輝 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

【市場価格調査書の提出要領】

- 1 提出期限 : 令和6年1月31日(水) 12時00分まで
- 2 提出方法 : メール、FAX等
- 3 内訳を記載又は添付すること。

【連絡先】

陸上自衛隊航空学校会計課 担当: 斉藤






TEL: 0596-37-0111 (内線235)

FAX: 0596-37-2804 (直通)

メール: fin-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp

明野（5） 159号建物空調機補修工事

陸上自衛隊明野駐屯地

工事件名	明野（5）159号建物空調機補修工事				図面番号	1/3
図面名称	表紙				縮尺	
管理課長	営繕班長	工事企画	電気係長			作成者
						
航空学校総務部管理課営繕班					作成年月日	令和6年1月11日

工事仕様書

- 1 工事件名：明野（５）１５９号建物空調機補修工事
- 2 工事場所：三重県伊勢市小俣町明野5593
- 3 工期：契約日から令和6年3月29日まで
- 4 工事概要：明野駐屯地内にある1棟の空調機の部品取替
機械設備工事 1式

5 一般事項

(1) 本工事の施工は、本仕様書及び図面によるほか次にあげる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然すべきことは請負業者の負担において確実に実施すること。また、軽微な変更については金額変更を行わないものとする。

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」

イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」

- (2) 請負業者は、現場代理人を選定し、工事・役務現場に常駐させること。
- (3) 現場のおさまり、取り合い等の関係で本仕様書どおりの実施が困難又は不都合が生じる場合は、速やかに監督官と協議すること。
- (4) 本工事にかかる電気・水等の光熱水料については、原則請負業者がすべて負担すること。
- (5) 工事写真は、着工前・作業中・竣工後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、その他監督官の指示を受けた箇所を撮影し、写真帳に整理して提出すること。
(「工事写真の撮り方」参照)
- (6) 請負業者は、契約成立後、速やかに現地確認・調査を行い、工程表を監督官へ提出すること。
- (7) 作業実施の際、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負業者の責任（負担）において現状復旧するものとする。
- (8) 工事現場及び監督官から許可の得た場所以外の立ち入りは禁止とする。やむを得ず立ち入る必要がある場合は監督官と協議し、官側立ち合いのもので立ち入るものとする。
- (9) 本工事で発生した金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受けた場所に整理のうえ引き渡す。
- (10) その他不明な事項・疑義等がある場合は監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 本工事、使用する材料はすべて新品とし、図面に記載する材料もしくは同等品以上のものを使用すること。また、同等品以上のものを使用する際は、事前に監督官へ承認届を提出し、合格をしたもののみを使用すること。
- (2) 冷媒の回収については、空調機器が置いてある集積場にて回収するものとし、回収日は監督官と協議すること。
- (3) 「フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づいて適正に処置をし、その証明書の写真等を監督官に提出すること。
- (4) 作業完了後は、試運転並びにその他各種必要な点検を実施し、適正な機器運転状況を確認したうえで検査官の検査、提出書類の合格をもって工事完了とする。

7 提出書類

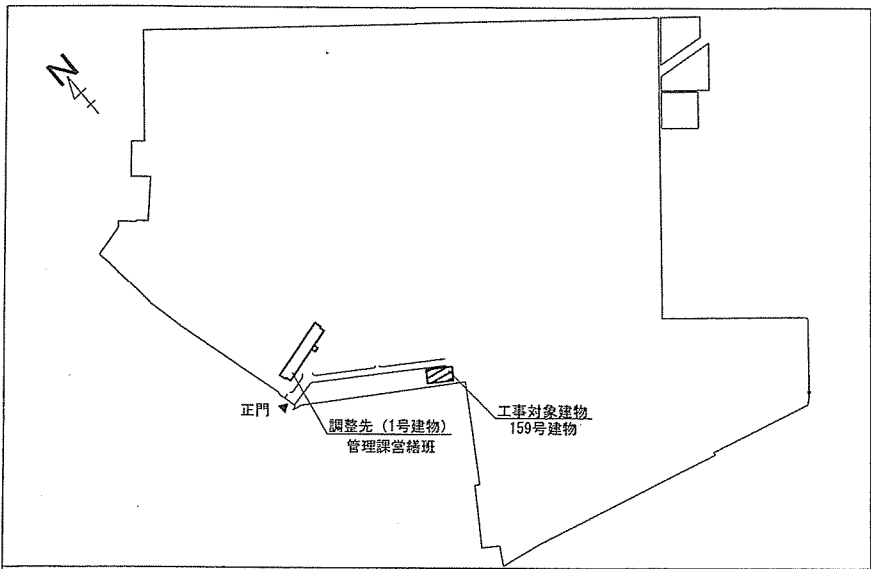
- | | | |
|-------------------|-----------|----|
| (1) 着工届 | (着工前) | 2部 |
| (2) 現場代理人届 | (契約後速やかに) | 2部 |
| (3) 現場代理人略歴書 | (契約後速やかに) | 2部 |
| (4) 工程表 | (契約後速やかに) | 2部 |
| (5) 工事日誌 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (6) 工事打合せ簿 | (竣工後速やかに) | 2部 |
| (7) 工事竣工届 | (竣工後速やかに) | 2部 |
| (8) 発生材調書 | (竣工後速やかに) | 2部 |
| (9) 工事写真 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (10) その他監督が指示する書類 | (随時) | |

※現場代理人略歴書及び結果報告書等は任意の様式でも可とし、基本は官側の用意した様式で提出すること。ただし、任意の様式で提出をしたい場合は監督官と協議すること。

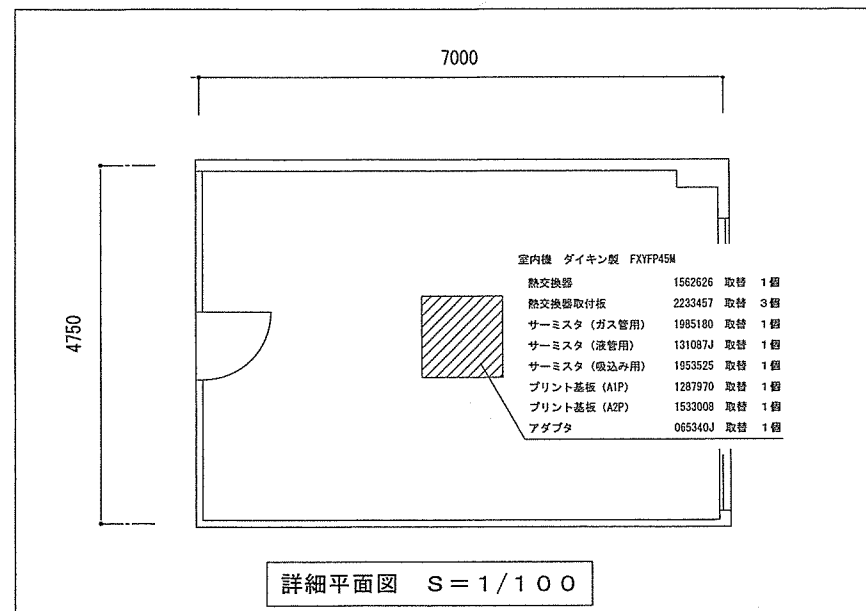
8 その他

本工事は、工事完了検査後、提出書類すべての合格をもって工事完成とする。

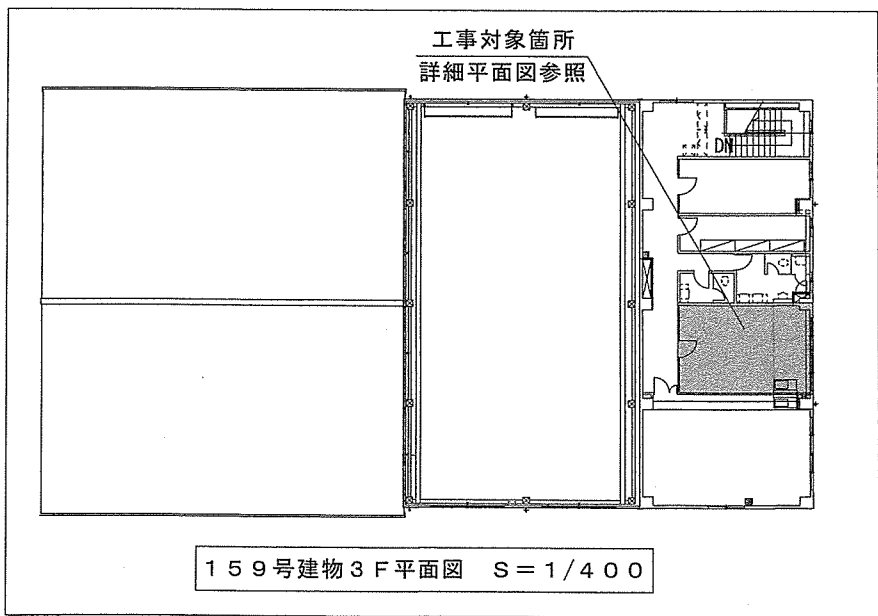
工事件名	明野（５）１５９号建物空調機補修工事	図面番号	2/3
図面名称	仕様書	縮尺	
航空学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年1月11日



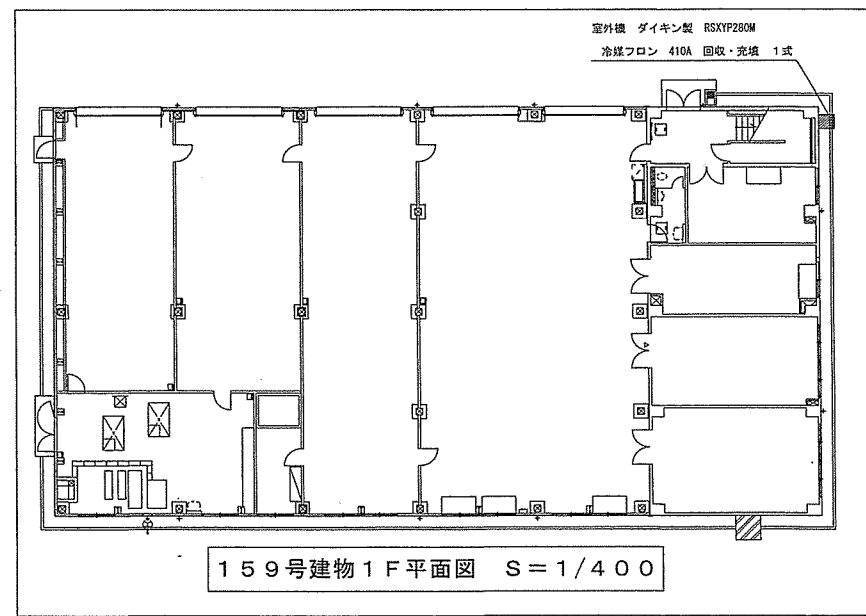
陸上自衛隊明野駐屯地 全体配置図 S=NTS



詳細平面図 S = 1 / 100



159号建物3F平面図 S = 1 / 400



159号建物1F平面図 S = 1 / 400

工事件名	明野(5)159号建物空調補修工事	図面番号	3/3
図面名称	案内図ほか	縮尺	
航空学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年1月11日